

GIAHS になるには～認定プロセス

1. GIAHS 申請書の作成と提出

1.1. FAO 加盟国又はその他の機関／関係者は、関連するコミュニティの効果的な参加と事前の合意を得て、GIAHS サイトを推薦する申請書（GIAHS 申請書）を作成することができる。申請書の作成にかかる費用は申請者が負担するものとする。GIAHS 事務局は、GIAHS の申請に必要な規則や手続き、指針に関する情報を得るための初めの窓口となる。

1.2. GIAHS 申請は、適切な政府機関または GIAHS 国内委員会が存在する場合は、その委員会を通じて GIAHS 事務局に提出すること。

1.3. 申請書は、申請地域で顕著な特徴を示す農業慣行とシステムの独自性のある具体的な特徴を明確に説明すること。以下を含む(これに限らない)。

- i) 食料及び生計の保障
- ii) 農業生物多様性
- iii) 地域の伝統的な知識システム
- iv) 文化、価値観及び社会組織
- v) ランドスケープ及びシーンスケープの特徴

2. GIAHS 申請の受理と審査

2.1. GIAHS 事務局は、申請書を受領し、書面で受領を通知する。

2.2. 申請書が第 1 項に定める要件を満たしていることを確認する。GIAHS 事務局は、申請者に対し、要求事項を満たすために申請書を修正又はさらなる情報を提供するように求めることができる。

2.3. 申請書が第 1 項の要件を満たしていれば、評価のために科学助言グループに転送する。

3. 科学助言グループ（SAG）による GIAHS サイト 2 の評価と認定

3.1. SAG は、GIAHS 申請書のレビューと申請地域での専門家による現地調査の結果に基づき、評価レポートを作成する。

3.2. 現地調査は、SAG から指名された専門家が、申請者の協力を得て実施する。現地調査

には、地域コミュニティの参加を必要とする。

3.3. SAG は、申請書の重要な点を明確にするために追加情報を要求することがあり、申請者に対し修正して再提出するように助言することができる。

3.4. SAG は以下の 3 種類の決定を行うことができる。

3.4.1. 申請地域の認定

3.4.2. 申請者に対する請書の修正と再提出の要求

3.4.3. 申請者への申請書の却下の通知

3.5. SAG が申請書を受理してから 3.4 項に記載された決定がなされるまでのプロセスは、できれば 12 ヶ月を超えないことが望ましい。

3.6. また、SAG は、手続きルール、ガイドライン、評価方法を定めることができる。

4. 認証及び登録

4.1. GIAHS サイトの認定は、FAO 事務局長が署名した認定証明書の授与によって証明される。

4.2. また、認定は GIAHS 登録簿に記録され、GIAHS ウェブサイトで公開されるものとする。

5. モニタリング及び評価

5.1. GIAHS の認定地域を有している加盟国は、GIAHS サイトの動的保全のための保全計画の実施状況と進捗状況を監視・評価すること。

5.2. モニタリング及び評価の結果を GIAHS 事務局に定期的に報告すること。

5.3. モニタリング及び評価のガイドラインは、開発途上国の能力と実現可能性を考慮して、SAG が作成するものとする。

6. 修正

6.1. 本ガイドラインの修正は、SAG によって行われる。